

(案)

鹿島東児童クラブ指定管理者募集要項（抜粋）

（令和7年度公募用）

本募集要項により、以下のとおり鹿島東児童クラブの指定管理者を募集します。

1 施設の概要

(1) 鹿島東児童クラブ

- ①所在地 松江市鹿島町北講武 599 番地
- ②根拠条例等 松江市児童クラブ条例（平成 17 年松江市条例第 203 号）
松江市児童クラブ条例施行規則（平成 17 年松江市規則第 109 号）
- ③開設時期 令和 8 年 4 月
- ④規模 延床面積 69.75 m²
- ⑤構造 RC 地上 2 階
- ⑥施設内容 児童クラブ室 1 室（1 階）※鹿島東小学校内
※施設の図面：別添のとおり
- ⑦設置目的 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校（義務教育学校の前期課程を含む）1 年生から 3 年生までの児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ること。

2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（2 年間）

ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、当該公の施設の管理の適正を期するために市が行う指示に指定管理者が従わない場合、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

3 問合せ先

住 所 〒690 - 8540 松江市末次町 86 番地
担当部局 松江市教育委員会生涯学習課
電話番号 0852-55-5311
F A X 0852-55-5543
電子メール s-plan@city.matsue.lg.jp

4 募集日程

略

(8) 指定管理者の指定 令和 7 年 9 月議会（予定）

5 業務の範囲

業務の範囲、管理の基準等は別紙仕様書のとおり

6 指定管理業務に関する経費等

鹿島東児童クラブの管理経費は、利用料金収入（地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に規定する利用料金制度を採用）及び指定管理料で賄うこととします。

(1) 松江市は、鹿島東児童クラブの管理に必要な経費として、一定額の指定管理料を毎年度予算の範囲内で支払います。この指定管理料の金額については、収支予算書の提出によって申請者

- からの提案を受けます。ただし、年間指定管理料は別紙1に示す額を上限とします。指定管理者に決定した場合、提出された収支予算書の提案額及び年度ごとに提出される年度事業計画書に基づき松江市と指定管理者との間で締結する協定書で定めた額を支払うものとします。また、指定管理料は分割支払とすることとし、分割方法や支払時期についても協定書で定めます。
- (2) 松江市は指定管理料として協定書で定めた金額を、協定書で定めた分割方法及び支払時期により、指定管理者の請求に基づいて支払います。
- (3) 松江市が指定管理者に支払う指定管理料のうち、「修繕費」は年度末に精算します。修繕費の精算は、原則として松江市が別紙1の支出見込額で提示した修繕費の額に対する不用額の精算とし、不足額の精算は行いません。
- (4) 松江市が指定管理者に支払う指定管理料のうち、「人件費」は、基準の配置人数に対して、増員または未配置となった人数に係るものについては、松江市と指定管理者との協議の上、各年度の松江市予算の範囲内で増額又は減額をします。
- (5) 仕様書4(2)に規定する休設日を超えて休設する場合の「人件費」は、松江市と指定管理者との協議の上、各年度の松江市予算の範囲内で減額をします。
- (6) 指定期間中、関係法令等の改正に伴って収入及び支出が増減する場合は、松江市と指定管理者との協議の上、指定管理料を改定します。
- また、松江市が条例で定める利用料金の基準額を改定した場合においても、松江市と指定管理者との協議の上、指定管理料を改定します。
- (7) 指定管理者は、自主事業により収入を得た場合、その収入を自らに帰属させることができます。なお、自主事業の実施にはあらかじめ松江市との協議が必要です。
- (8) 指定管理者が、松江市児童クラブ条例（平成17年松江市条例第203号）第5条第1項第2号の規定による開設時間を超えて、次に掲げる時間に児童クラブを開設した場合、「松江市放課後児童健全育成事業時間延長補助金交付要綱」に基づき、申請により、人件費（賃金及び法定福利費）及び延長に伴う業務経費の補助を行います。
- ①松江市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（平成17年松江市教育委員会規則第16号）に規定する小学校の休業日（以下「休業日」という。）を除く日 午後6時から午後7時まで
- ②休業日 午前8時から午前8時30分まで又は午後6時から午後7時まで

7 施設利用及び収支等の状況（入会アンケート結果）

- ・加入条件を提示した上で、入会アンケートを市で実施した。
- ・対象者：令和7年度新1年生～新6年生
- ・実施期間：令和7年1月14日～1月31日

単位：人

該当学年	対象人数	アンケート 回答数	入会希望数	入会希望率
1-3年生	43	34	25	58.1%
新1年生	13	10	10	76.9%
新2年生	16	12	9	56.3%
新3年生	14	12	6	42.9%
4-6年生	46	33	18	39.1%
新4年生	13	11	8	61.5%
新5年生	19	11	3	15.8%
新6年生	14	11	7	50.0%
合計	89	67	43	48.3%
アンケート回収率			75.3%	

8 申請の資格等

この募集要項により申請をしようとする団体は、以下の資格要件の全てを満たしている必要があります。

- (1) 団体であること。(法人格の有無は問わない。)
- (2) 松江市内に営業所等を置く又は置こうとするものであること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定するものに該当しないものであること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更生又は再生手続をしていないものであること。
- (5) 松江市が行う建設工事等の請負又は物品の製造の請負、売買等の指名競争入札について指名保留又は指名停止措置を受けていないものであること。
- (6) 松江市税、消費税及び地方消費税について滞納がないものであること。ただし、申請時点で松江市内に営業所等を置かない団体については、申請者の所在する市町村民税について滞納がないものであること。
- (7) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- (8) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に本市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けたものでないこと。
- (9) 労働基準法等の労働関係法令の違反により公訴、送検又は命令等の行政処分(是正勧告等の行政指導を除く。)を2年以内に受けていないこと。
- (10) 自らが主体となって指定管理業務を行う予定であること。

※ 「5 業務の範囲」に掲げる指定管理者の業務の全てを他の者に委託してはならない。

※ 主体となって指定管理業務を行う予定のない持株会社(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第9条第4項第1号に規定するものをいう。)、組合(民法(明治29年法律第89号)第667条に規定するものをいう。)、有限責任事業組合(有限責任事業組合契約に関する法律(平成17年法律第40号)第2条に規定するものをいう。)及びこれらに類するものが申請しようとする場合には、主体となって指定管理業務を行う予定の子会社又は組合契約の当事者等とグループを構成すること。

(留意事項)

※ 複数の法人等で構成される団体(以下「グループ」という。)で申請される場合は以下の点に留意してください。

- グループの構成団体は、いずれの団体も、上記の資格要件の全てを満たしている必要があります。
 - グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定してください。なお、申請後の代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。
 - グループの概要がわかる書類(グループの名称及び代表団体、構成団体の名称、所在地、連絡先、業務及びリスク分担内容、グループに係る協定書等)を添付してください。
 - 当該グループの構成団体は、別のグループの構成団体となる又は単独で申請することはできません。
 - 指定管理者指定申請書(様式第1号)、鹿島東児童クラブの管理運営に関する事業計画書(別添1)及び収支予算書(別添2)以外の添付書類については、構成団体ごとに提出してください。
- ※ 鹿島東児童クラブの管理のために新たに法人等を設立する場合には、その法人等の予定名称で、法人等設立予定の任意団体として申請してください。なお、この場合7月中旬までに、登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出してください。
- ※ グループに係る協定書等については、申請時は未締結であっても差し支えありませんが、指定管理者の候補者となった場合には締結済の協定書等の提出を求めます。

(11) 令和7年4月1日時点で、次のいずれかを実施している法人または団体であること。

- ① 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」
- ② 児童福祉法第39条第1項に規定する「保育所」
- ③ 児童福祉法第39条の2第1項に規定する「幼保連携型認定こども園」

9 申請の手続

～18 略